平成２２年（フ）第７６２号
栃木県日光市本町６番39号、前住所栃木県宇都宮市鐺山町1773番地１　コーポマウンテンⅠ　101
債務者　宮田　裕司
１　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６３号
栃木県宇都宮市桜５丁目４番20号　レジデンス豊受さくら305
債務者　平井　道生
１　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６５号
栃木県宇都宮市陽南２丁目４番25号　ファミール・アイ１Ｅ、前住所栃木県宇都宮市江曽島町1319番地26
債務者　上原美智子
１　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６９号
栃木県宇都宮市緑２丁目２番１号　今井アパート101号室
債務者　今井　明未
１　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７０号
栃木県那須郡那須町大字高久丙2538番地84
債務者　金田裕次郎
１　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７６号
栃木県宇都宮市桜２丁目１番26号　桜町ハイツ206号
債務者　大門ミツ子
１　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７９号
栃木県那須烏山市三箇1311番地、前住所栃木県那須烏山市大桶902番地11
債務者　谷口　幸夫
１　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０８１号
横浜市鶴見区生麦１丁目５番13―301号
債務者　本間　　涼
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４３６号
神奈川県綾瀬市上土棚南１丁目11番９号　ヒルバレーワタイ303
債務者　大友　道子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６５７号
横浜市旭区川井宿町51番地５
債務者　小野寺　仁
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７００号
横浜市金沢区乙舳町15番11―１号
債務者　池田明由美
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１４号
横浜市神奈川区西大口454番地４　妙蓮寺コーポラス521号
債務者　志村　　優
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１７号
横浜市戸塚区平戸１丁目12番20―601号
債務者　藤島　政子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７２３号
神奈川県大和市柳橋１丁目３番地２　ソレーユ101
債務者　角田　考俊
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６７号
横浜市緑区霧が丘１丁目26番地３　霧ヶ丘ハイツ202号
債務者　亀梨　千春
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９７３号
横浜市中区松影町３丁目10番地16　ロイヤル石川町516号室
債務者　及木　　昭
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部